

RIDE ON

自転車盗難保険
ご契約のしおり（約款）



トライアングル少額短期保険株式会社

Triangle

目次

1. 普通保険約款	1
2. 別表	15
3. 盗難付随費用補償特約	16
4. クレジットカード払特約	19
5. 通信販売に関する特約	21

自転車盗難保険 普通保険約款

第1章 用語の定義条項

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(注) (注)他の保険契約等に関する事項を含みます。
自転車	ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車をいいます。(電動アシスト自転車を含み、レールにより運転する車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等および小児用の車を除きます。)
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一のものについて締結された第1条(保険金を支払う場合)の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
盗難	窃盗もしくは強盗またはこれらの未遂をいいます。
被保険者	保険証券等記載の被保険者をいいます。
保険期間	当社が保険責任を負う期間をいい、保険証券等記載の保険期間をいいます。
保険金額	保険証券等記載の保険金額をいいます。
保険価額	保険契約者と当社が約定した保険証券記載の保険価額とします。 ただし、保険証券記載の保険価額が、損害の生じた地および時における保険の対象の価額を著しく超える場合は、損害の生じた地および時における保険の対象の価額をもって保険価額とします。
防犯登録	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づき、都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録をいいます。

第2章 補償条項

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、盗難によって保険の対象に生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、この約款に従い、保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合—その1)

当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①保険契約者または被保険者(注1)の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。
- ②①に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③保険契約者または被保険者の親族または使用人が行った、または加担した盗難によって生じた損害。
- ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)の際における盗難によって生じた損害。
- ⑤騒擾およびこれに類似の集団行動(注4)または労働争議の際における盗難によって生じた損害。
- ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波の際における盗難によって生じた損害。
- ⑦台風、旋風、暴風、暴風雨などの風災の際における盗難によって生じた損害。
- ⑧台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等の水災の際における盗難によって生じた損害。
- ⑨豪雪、雪崩等の雪災または雹災の際における盗難によって生じた損害
- ⑩火災、爆発または放射能汚染の際における盗難によって生じた損害
- ⑪盗難のために生じた火災または爆発によって生じた損害
- ⑫盗難発生後60日以内に覚知する(注5)ことができなかった盗難によって生じた損害。

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれらに準ずる規模にわたり平穏が害される状態

または被害を生ずる状態であって、⑤の暴動に至らないものをいいます。

(注5)警察への届け出をもって覚知したことになります。

第4条(保険金を支払わない場合—その2)

当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①防犯登録がされていない自転車の盗難によって生じた損害。
- ②施錠がされていない自転車の盗難によって生じた損害。
- ③地方公共団体が定めた放置自転車整理区域または自転車放置禁止区域における自転車の撤去または盗難によって生じた損害。
- ④サイクルコンピュータ等、着脱可能な電子機器類の盗難によって生じた損害。

第5条(保険の対象の範囲)

この保険契約における保険の対象は、保険証券記載の自転車とします。

第6条(損害額の決定)

- (1)当社が第2条(保険金を支払う場合)の保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。
- (2)保険の対象の一部に損害が生じたときは、当社は、その損害が保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮して第2条(保険金を支払う場合)に規定する保険金として支払うべき損害の額を決定します。
- (3)当社が保険金を支払うべき損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要かつ有益な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。
- (4)(1)から(3)までの規定による損害の額は、保険価額を限度とします。

第7条(保険金の支払額)

当社は、第6条(損害額の決定)の規定による損害の額を保険金として支払います。

第8条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下、「支払責任額」といいます。)の合計額が、損害の額(以下、「支払限度額」といいます。)を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金と

して支払います。

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2)(1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額(注)を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第2条(保険金を支払う場合)の保険金については、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。

(注)保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

第3章 基本条項

第9条(保険責任の始期および終期)

(1)当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3)保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた盗難による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条(保険責任のおよぶ地域)

当会社は、保険の対象が日本国内にある間に生じた盗難による損害に対してのみ保険金を支払います。

第11条(告知義務)

(1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2)当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

①(2)に規定する事実がなくなった場合

②当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。(注)

- ③保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の盗難による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申し出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知ったときから1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合。

(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4)(2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の盗難による損害が発生した後になされた場合であっても、第22条(保険契約の解除の効力)の規定にかかわらず、当社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第2条(保険金を支払う場合)の盗難による損害については適用しません。

第12条(通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注1)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
- (2)(1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4)(2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の盗難による損害の発生した後になされた場合であっても、第22条(保険契約の解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条(保険金を支払う場合)の盗難による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求するこ

とができます。

- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した第2条(保険金を支払う場合)の盗難による損害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の盗難による損害の発生した後になされた場合であっても、第22条(保険契約の解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条(保険金を支払う場合)の盗難による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第13条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券等記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なくその旨を当社に通知しなければなりません。

第14条(保険の対象の譲渡)

- (1) 保険契約締結後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当社が(2)の規定による承認をする場合には、第17条(保険契約の失効)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第15条(保険の対象の調査)

当社は、いつでも保険の対象を調査することができます。

第16条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第17条(保険契約の失効)

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第36条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の対象が譲渡された場合

(2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第18条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第19条(保険金額の調整)

保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第20条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第21条(重大事由による保険契約の解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当する

こと。

ア. 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下③において同様とします。)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当会社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (1) または(2) の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合) の盗難による損害の発生した後になされた場合であっても、第22条(保険契約の解除の効力) の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条(保険金を支払う場合) の盗難による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより、(1) または(2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、次の損害については適用しません。

①(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

②(1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第22条(保険契約の解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第23条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第11条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間に対し当社の定める未経過料率によって計算した保険料を返還または請求します。
- (5) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた盗難による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に従い、保険金を支払います。
(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り、返還を請求し、返還を拒否する場合があります。

第24条(保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1) 第16条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し、当社の定める未経過料率によって計算した保険料を返還します。

第25条(保険料の返還—取消しの場合)

第18条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第26条(保険料の返還—保険金額の調整の場合)

第19条(保険金額の調整)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、保険料のうち減額す

る保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第27条(保険料の返還—解除の場合)

- (1) 第11条(告知義務)(2)、第12条(通知義務)(2)もしくは(6)、第21条(重大事由による保険契約の解除)(1)または第23条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し、当会社の定める未経過料率によって計算した保険料を返還します。
- (2) 第20条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し、当会社の定める未経過料率によって計算した保険料を返還します。

第28条(警察への届出および盗難の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、次の事項を履行しなければなりません。
- ①盗難の発生につき、直ちに所轄警察署に届け出ること。
 - ②損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容(注)を遅滞なく当会社に通知すること。
- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条(損害防止義務および損害防止費用)

- (1) 保険契約者または被保険者は、第2条(保険金を支払う場合)の盗難が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1)の措置のために必要な費用は第6条(損害の額の決定)(3)に規定する保険の対象の回収に要する費用を除いて、当会社はこれを負担しません。
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。
- 第2条(保険金を支払う場合)の盗難による損害の額—損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額=損害の額

第30条(盗難品が回収された場合の措置および残存物の帰属)

- (1) 保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が第2条(保険金を支払う場合)の保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第6条(損害の額の決定)(3)の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が第2条(保険金を支払う場合)の保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物件を取得します。
- (4) 第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して、当会社が保険金を支払った後、1年以内に保険の対象の全部または一部が回収された場合は、(3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額を当会社に支払ってその保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。この場合でも、被保険者は、第6条(損害の額の決定)(3)の費用および回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して、保険金の請求をすることができます。
- (5) 当会社が第2条(保険金を支払う場合)の保険金を支払った場合でも、盗取以外の損害が生じた保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

第31条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の盗難による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券等に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書。
 - ② 損害見積書。
 - ③ 所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類。
 - ④ その他当会社が第33条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの。
- (3) 当会社は、盗難の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第32条(現物による保険給付)

当社は、保険の対象の損害に対し代品の交付または修繕をもって保険金の支払に代えることができます。

第33条(保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、盗難の原因、盗難発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および盗難と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1) 被保険者が第31条(保険金の請求)(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 保険価額を含みます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③災害救助法(昭和 22年法律第 118号) が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者が第31条(保険金の請求)(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和 24年法律第 205号) に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第34条(時効)

保険金請求権は、第31条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第35条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

①当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

②①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2)(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第36条(保険金支払後の保険契約)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)の保険金の支払額が保険金額

に相当する額となった場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

- (2)(1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3)(1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第37条(保険料の増額または保険金の削減等)

- (1) 保険期間中において、巨大な損害等の発生により、保険金の支払額の増加により保険契約の計算の基礎に突出した影響を及ぼす事態が生じた場合は、当会社は、保険契約者に遅滞なくその旨を連絡し、主務官庁への届出等を行ったうえで、この保険契約の保険金を削減して支払うことがあります。
- (2)(1)の規定にかかわらず、保険期間中において、保険金の支払額の増加により保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす可能性が生じた場合は、当会社は、主務官庁への届出等を行ったうえで、この保険契約の保険期間の残余期間において、将来に向けて保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (3)(2)の規定により、保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、当会社は、すみやかに書面をもってこれを通知します。
- (4)(3)の通知を受けた保険契約者は、次の①から③までのいずれかの方法をとることについて、書面により当会社に指定しなければなりません。
 - ① 保険料を増額する方法
 - ② 保険金額を減額する方法
 - ③ 保険契約を解除する方法
- (5)(4)の書面による指定がなされない場合は、当会社は、保険契約者が(4)②の方法を指定したものとみなします。

第38条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第39条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 未経過料率

経過期間	割合
1か月	84.0%
2か月	80.0%
3か月	77.0%
4か月	74.0%
5か月	71.0%
6か月	67.0%
7か月	64.0%
8か月	61.0%
9か月	57.0%
10か月	54.0%
11か月	51.0%
12か月	47.0%
13か月	43.0%
14か月	39.0%
15か月	35.0%
16か月	31.0%
17か月	27.0%
18か月	23.0%
19か月	19.0%
20か月	15.0%
21か月	11.0%
22か月	7.0%
23か月	3.0%
24か月	0.0%

盗難付随費用補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
盗難付随費用保険金	臨時宿泊費用保険金および臨時帰宅費用保険金をいいます。
盗難事故	普通保険約款に従い保険金が支払われる場合に、その保険金支払の対象となる事故をいいます。
臨時帰宅費用	盗難事故により自転車が使用できない場合に、被保険者が、合理的な経路および方法により、事故発生地から居住地まで帰宅するため、または当面の目的地へ移動するために負担した交通費をいいます。ただし、ハイヤー、グリーン車またはビジネスクラスもしくはファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超過した場合は、その超過した金額は含みません。
臨時宿泊費用	盗難事故により自転車が使用できない場合に、被保険者が臨時に宿泊せざるを得なかったために、事故発生地からもよりのホテル等の宿泊施設(注1)に臨時に宿泊した場合に、被保険者が負担した1泊分の客室料(注2)をいいます。 (注1)居住施設を除きます。 (注2)飲食費用を含みません。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条(保険金を支払う場合)

当社は、普通保険約款により保険金が支払われる場合に、被保険者が臨時宿泊費用または臨時帰宅費用を負担したことによって被った損害に対し、この特約に従い、盗難付随費用保険金を支払います。

第4条(被保険者の範囲)

この特約において被保険者とは、普通保険約款の規定にかか

ならず、普通保険約款第5条（保険の対象の範囲）の自転車の正規の乗車装置に搭乗中の者（注）をいいます。ただし、極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。

（注）乗車装置に搭乗中の者

一時的に保険の対象の自転車から離れている者を含みません。

第5条(盗難付随費用保険金の支払額)

(1)当社は、次の規定に従い、盗難付随費用保険金を支払います。

①臨時宿泊費用保険金

被保険者が負担した臨時宿泊費用の額を、臨時宿泊費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、1万円を限度とします。

②臨時帰宅費用保険金

被保険者が負担した臨時帰宅費用の額を、臨時帰宅費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、2万円を限度とします。

(2)臨時宿泊費用および臨時帰宅費用のうち、回収金(注1)がある場合において、回収金(注1)の額が被保険者の自己負担額(注2)を超過するときは、当社は(1)に定めるそれぞれの保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

(注1)回収金

第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。

(注2)自己負担額

次の算式によって算出される額とします。

臨時宿泊費用－臨時宿泊費用保険金の額＝自己負担額

臨時帰宅費用－臨時帰宅費用保険金の額＝自己負担額

第6条(現物による支払)

当社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、宿泊施設の提供等、保険金の支払と同等のサービスの提供をもって、盗難付随費用保険金の支払に代えることができます。

第7条(保険金の請求)

当社に対する盗難付随費用保険金の請求権は、当社が支払うべき盗難付随費用保険金の金額が確定した時に発生し、これを行行使することができるものとします。

第9条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他

の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款の規定を以下のとおり適用します。

①第21条(重大事由による保険契約の解除)(2)の規定を、次のとおり読み替えます。

「(2)当社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

(注)被保険者

この特約における被保険者であって、普通保険約款の被保険者以外の者に限ります。」

②第21条(重大事由による保険契約の解除)(4)の規定を次のとおり読み替えます。

「(4) 保険契約者、被保険者またはこの特約の被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。」

③第34条(時効)の「第31条(保険金の請求)(1)」とあるのは「この特約第7条(保険金の請求)」と読み替えます。

クレジットカード払特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
この保険契約の保険料	保険契約締結の際に支払うべき保険料または保険契約締結後に支払う保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2条(クレジットカードによる保険料支払の承認)

当会社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。ただし、会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者またはクレジットカードの会員である法人と保険契約者が同一である場合に限ります。

第3条(保険料領収前の取扱い)

(1) 保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードにより支払う旨の申出があった場合は、当会社は、クレジットカード発行会社へそのカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時(注)以後、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前の取扱いに関する規定を適用しません。

(注) 保険証券記載の保険期間の開始前に承認した時は保険期間の開始した時とします。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は(1)の規定は適用しません。

- ① 当会社がクレジットカード発行会社からこの保険契約の保険料を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料の全額を既に支払っている場合を除きます。
- ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第4条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

(1) 前条(2)①のこの保険契約の保険料を領収できない場合に

は、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料について保険契約者に請求できないものとします。

- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。
- (3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(3)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条(保険料の返還の特則)

普通保険約款第23条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)、同条(2)、同条(6)、同第24条(保険料の返還—無効または失効の場合)(2)および同第27条(保険料の返還—解除の場合)までの規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約の規定により当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、クレジットカード発行会社からの保険料の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用しクレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料の金額を既に支払っている場合を除きます。

第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

通信販売に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険料	この保険契約に、保険料分割払特約が適用されている場合は第1回分割保険料を、初回保険料口座振替特約が適用されている場合は初回保険料をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条(保険契約の申込み)

(1) 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、次のいずれかに該当する方法により保険契約の申込みをすることができるものとします。

① 保険契約申込書に所要の事項を記載し、当会社に送付すること。

② 郵便、電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対し保険契約の申込みの意思を表示すること(注)。

(注) 当会社所定のウェブサイト等上の保険契約申込画面に所要の事項を入力し、そのデータを当会社に送信することを含みます。

(2) (1)の規定により当会社が保険契約の申込みを受けた場合は、当会社が、保険契約の引受けの可否を審査し、引受けを承認することにより、保険契約が成立します。

(3) (1)②の規定による保険契約の申込みを行う場合には、普通保険約款第1条(用語の定義)に規定する告知事項の定義を次のとおり読み替えるものとします。

用語	定義
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、郵便、電話、情報処理機器等の通信手段を媒介として提示すること(注1)によって当会社が告知を求めたものをいいます。(注2) (注1) 当会社所定のウェブサイト等上の保険契約申込画面に掲示することを含みます。 (注2) 他の保険契約等に関する事項を含みます。

第4条(保険料の払込み)

保険契約者は、保険期間の始期までに保険料を払い込まなければなりません。ただし、この保険契約に適用されている他の特約に別の規定がある場合には、その規定に従って払い込むものとします。

第5条(この特約による当会社への通知)

(1) 保険契約者または被保険者が次の①から⑥までの通知または申出を行う場合は、書面または保険契約締結の際に当会社が交付する書面等(注)において定める通信手段により、当会社に行うものとします。

- ①普通保険約款第11条(告知義務)(3)③の規定による訂正の申出
- ②同第12条(通知義務)(1)の規定による通知
- ③同第13条(保険契約者の住所変更)の規定による通知
- ④同第14条(保険の対象の譲渡)(1)の規定による通知
- ⑤同第23条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(6)の規定による通知
- ⑥この保険契約に適用される他の特約の規定による通知
(注) 当会社所定のウェブサイト等上に提示された画面を含みます。

(2) 保険契約者が普通保険約款第20条(保険契約者による保険契約の解除)に定める通知を行う場合は、書面により当会社に行うものとします。ただし、保険契約者の解除の意思が明確に示される場合に限り、同条に定める通知を保険契約締結の際に当会社が交付する書面等(注)において定める通信手段により当会社に行うことができるものとします。

(注) 当会社所定のウェブサイト等上に提示された画面を含みます。

第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。



引受保険会社

[関東財務局長(少額短期保険)第65号]

Triangle トライアングル少額短期保険株式会社

〒160-0023

東京都新宿区西新宿6-6-3 新宿国際ビルディング新館4F

TEL:03-4530-4171

URL : <http://www.triangle-life.co.jp>